ID:　431

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	病児保育料の徴収
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例第5条の2第2項
例 規 番 号	平成27年条例第12号

【根拠条文】

（病児保育料）

第5条の2　病児保育料は、別表第2に定めるとおりとする。

2　市長は、病児保育事業を利用した教育・保育給付認定保護者等から前項に定める病児保育料を徴収するものとする。

3　前項の病児保育料の納期は、病児保育事業を利用した日の属する月の翌月末日までとする。

別表第2（第4条―第5条の2関係）

1　預かり保育料

（表省略）

2　延長保育料

（表省略）

3　病児保育料

区分	病児保育料
利用料	日額2,000円
給食費	日額500円

備考

1　これらの表の規定にかかわらず、預かり保育、延長保育又は病児保育を利用する子どもの属する世帯が生活保護世帯等又はひとり親世帯等であって市町村民税所得割非課税世帯であるときは、預かり保育料（給食費を除く。）、延長保育料及び病児保育料（給食費を除く。）は零とする。

2　2　延長保育料の表の規定にかかわらず、別表第1の保育短時間の区分に該当する教育・保育給付認定保護者等が、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所が定める保育短時間の時間帯を超えて保育標準時間の時間帯の範囲内で延長保育事業を利用する場合において、その1月当たりの延長保育料は次のとおりとする。

(1)　法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）　零

(2)　満3歳未満保育認定子ども　別表第1において認定された階層区分の保育標準時間の保育料と同階層区分の保育短時間の保育料との差額を上限として利用料に1月の利用回数を乗じて算出した額に登録料を加えた額

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	令和3年10月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日